医療機関等を受診の際は マイナンバーカード をご利用ください



令和6年12月2日から現行の保険証は 発行されなくなります

マイナンバーカードを使うメリット

過去のお薬情報や健康診断の情報を見られるようになるため より良い医療を受けることができる

手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除



マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方は、医療機関等の窓口(カードリーダー)やセブン銀行ATMで登録できます。

令和6年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。

大阪府後期高齢者医療広域連合

〒540-0028

大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル8階

電話 (06)4790-2031 (給 付 課)

(06)4790-2028 (資格管理課)

(06)4790-2029 (総務企画課)

https://www.kouikirengo-osaka.jp/



